



平成 26 年 5 月 29 日

各 位

上場会社名 アルプス電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗山 年弘
(コード番号 6770 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経営企画室長 伊藤 昭訓
(TEL (03)5499-8026(IR 部門直通))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 20 日開催予定の第 81 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株主の皆様に対する取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 21 条（任期）につきまして、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。これに伴い、同条第 2 項の取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

ただし、平成 25 年 6 月 21 日開催の当社第 80 回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものといたします。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。

(2) 現行定款第 27 条（顧問および相談役）につきまして、相談役については取締役会が選任しその統制を強化する一方、顧問については経営上または技術上の専門的な知見を有する人材を機動的に活用するため制度の変更を図ることに伴い、同条に所要の変更及び削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 20 条 条文省略	第 1 条～第 20 条 現行どおり
第 21 条 (任期) 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>②補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第 21 条 (任期) 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>(削除)</u>
第 22 条～第 26 条 条文省略	第 22 条～第 26 条 現行どおり
第 27 条 (顧問および相談役) 当社は <u>顧問または相談役を置くことができる。</u> <u>顧問および相談役は取締役会において推薦する。</u>	第 27 条 (相談役) 当社は相談役を置くことができる。相談役は <u>取締役会の決議によって選任する。</u>
第 28 条～第 43 条 条文省略	第 28 条～第 43 条 現行どおり
<u>(新 設)</u>	<u>附 則</u> <u>第 21 条の規定にかかわらず、平成 25 年 6 月 21 日開催の第 80 回定時株主総会において選任され</u>

	<u>た取締役の任期は、第 82 期の事業年度に関する 定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当 該期間の経過後にこれを削除する。</u>
--	---

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 26 年 6 月 20 日(金)

定款変更効力発生予定日 平成 26 年 6 月 20 日(金)

以 上